

2013年5月8日

各位

会社名 株式会社レーサム
代表者名 代表取締役社長 田中 剛
JASDAQコード 8890
問合せ先 取締役管理本部長 松倉 信行
電 話 03 (5157) 8881

株式分割、単元株制度の採用、及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更（発行可能株式総数の変更、単元株式数の新設）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同取締役会において、2013年6月25日開催予定の第22期定時株主総会において「定款一部変更の件」（単元未満株式についての権利の新設）を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 株式分割と単元株制度の採用の目的

2007年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」により、今後証券取引所での株式の取引単位が100株に集約されることを踏まえ、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、株式投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2014年3月31日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

2014年3月31日（月）最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数といたします。本日（2013年5月8日）現在の発行済株式総数を基準に計算すると、以下のとおりとなります。

- ①株式分割前の発行済株式総数： 460,814株
- ②今回の分割により増加する株式数： 45,620,586株
- ③株式分割後の発行済株式総数： 46,081,400株
- ④株式分割後の発行可能株式総数： 128,000,000株

※上記発行済株式総数は、本日開示の第三者割当新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- ①基準日の公告日： 2014年3月14日（金）
- ②基準日： 2014年3月31日（月）
- ③効力発生日： 2014年4月1日（火）

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、当社の資本金の額の変更はありません。

(5) 第三者割当新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、本日開示いたしました当社発行予定のドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする新株予約権の1株当たりの行使価額を、2014年4月1日をもって、以下のとおり調整いたします。また、新株予約権の目的となる株式の数については100倍になります。

新株予約権	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回第三者割当新株予約権 (2013年5月8日取締役会決議)	200,000円	2,000円
第2回第三者割当新株予約権 (2013年5月8日取締役会決議)	250,000円	2,500円
第3回第三者割当新株予約権 (2013年5月8日取締役会決議)	300,000円	3,000円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数及び新設の日程

上記の株式分割の効力発生日である2014年4月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

※2014年3月27日（木）の取引開始時をもって、証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記の株式の分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、2014年4月1日を効力発生日として当社定款の一部を変更いたします（以下①②）。またこれに伴い、2013年6月25日開催予定の第22期定時株主総会に、当社定款の一部変更を付議いたします（以下③）。

- ①発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款の第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第6条の2（単元株式数）を新設いたします。
- ③議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第6条の3（単元未満株式についての権利）を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,280,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>128,000,000</u> 株とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第 6 条の 2 <u>当社の単元株式数は、100 株とする。</u>
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 6 条の 3 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式 について、次に掲げる権利以外の権利を行 使することができない。</u> <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u>
(新設)	<u>(附則)</u> 第 1 条 <u>第 6 条の変更、第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 の新設の効力発生日は、2014 年 4 月 1 日 とする。なお、本附則は効力発生日をもつ て削除する。</u>

(3) 定款変更の日程

- ①取締役会による決議日(第 6 条の変更、第 6 条の 2 の新設) : 2013 年 5 月 8 日(水)
- ②株主総会による決議予定日(第 6 条の 3 の新設) : 2013 年 6 月 25 日(火)
- ③定款変更の効力発生日 : 2014 年 4 月 1 日(火)

以上